

逗子市告示第 20 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地の指定をしたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

2022 年（令和 4 年）1 月 12 日

逗子市長 桐ヶ谷



1. 特定生産緑地の区域及び面積  
別紙のとおり